

日本放送協会 理事会議事録

(平成31年 3月26日開催分)

平成31年 4月12日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成31年 3月26日(火) 午前9時00分～9時20分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、
児野専務理事・技師長、松原理事、荒木理事、黄木理事、菅理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事、今井特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 平成31年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可申請について
- (2) 中央放送番組審議会委員の委嘱について
- (3) 国際放送番組審議会委員の委嘱について
- (4) 平成31年度国際放送等実施要請への回答について
- (5) 放送受信規約取扱細則の一部変更について

2 報告事項

- (1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 放送技術審議会委員の委嘱について
- (3) 契約・収納活動の状況（平成31年2月末）
- (4) 2019年度内部監査計画について

議事経過

1 審議事項

- (1) 平成31年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可申請について

(経理局)

平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下、「本予算」）が事業年度開始の日までに国会の承認を得ることができない場合に備え、平成31年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画（以下、「暫定予算」）を策定しました。

暫定予算は、本予算承認までの間、経常的な事業運営に支障を来さないよう、放送法第71条第1項の規定に基づき総務大臣に認可申請を行うもので、本予算の国会承認を解除条件とし、本予算が予定どおり国会で承認されれば効力を失うものとしします。

本件が了承されれば、本日開催の第1326回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

- (2) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

中央放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

2019年4月1日付で、今井忠氏（NPO法人東京都自閉症協会理事長）に再委嘱したいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1326回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(3) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(荒木理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

2019年4月1日付で河合祥一郎氏（東京大学大学院総合文化研究科教授）、5月1日付で佐藤可士和氏（クリエイティブディレクター、株式会社サムライ代表取締役）に、それぞれ再委嘱したいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1326回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(4) 平成31年度国際放送等実施要請への回答について

(国際放送局)

平成31年度国際放送等実施要請への回答について、審議をお願いします。

31年度のラジオ国際放送とテレビ国際放送の実施要請について、3月14日付で、総務大臣から会長に通知がありました。この通知により、NHKは要請への諾否を検討のうえ、検討結果を4月1日付で文書回答するよう求められています。NHKは、放送法に基づく要請に応じる努力義務がありますが、要請がNHKの番組編集の自由に抵触する恐れがある場合には、要請に応じないこともあります。

まず、ラジオ国際放送の要請内容についてです。

「その他必要な事項」の放送内容等の周知に関わる記載について、30年度は「十分な周知を」とありましたが、「十分な周知広報を」とされました。また、受信者の増加に努めることについて、受信者の便宜を図るとともに、「放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、」の表記が加わりました。ラジオ国際放送については、「放送と連携したインターネットの適切な活用」や「周知広報」について、既に取り組んでいることから、NHKの番組編集の自由を確保できると判断し、応諾することとします。

さらに、「放送事項」には、20年度から30年度までと同様に「北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること」が含まれています。拉致問題については、NHKは報道機関としてこれまでも自主的な編集判

断を行ったうえで、一貫して必要な国際放送を適宜適切に実施してきたこと、および、この基本方針は今後も変わらないことから、今回、応諾した場合でも、番組編集の自由を確保できると判断し、こちらも応諾することとします。

次に、テレビ国際放送の要請内容についてです。

「その他必要な事項」の認知度や放送効果についての調査に関わる記載について、30年度は「調査を行うこと」とありましたが、「調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること」とされています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に加えて、「G20大阪サミット」に向けた取組の推進に努めることが追加されています。G20大阪サミットについては、NHKでも認知度の向上や受信者の増加に向けた好機と捉え、関連の取り組みを進めていくことを予定しています。また、国際放送における取り組みの改善に向けた努力については、これまでも自律的に実施しています。今回の要請はそれを追認するものであり、新たな取り組みを求めるものではないと理解していることから、応諾した場合でも、NHKの番組編集の自由を確保できると判断し、応諾することとします。

以上の見地から、「平成31年度におけるラジオ国際放送およびテレビ国際放送の実施要請については、応諾します。」と回答したいと思います。

本件が決定されれば、本日開催の第1326回経営委員会に報告し、4月1日に総務大臣に回答書を提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(5) 放送受信規約取扱細則の一部変更について

(営業局)

放送受信規約取扱細則の一部変更について、審議をお願いします。

今回の変更は、受信料の負担軽減策である「多数支払いにおける割引」に関するもので、主な変更は、適用に関する支払方法についてです。総務大臣へ認可申請中の日本放送協会放送受信規約の変更にあわせ、「口座振替もしくは継続振込または規約第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKが指定する方法」とします。

本件が決定されれば、4月1日から施行します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

九州沖縄地方で楠田喜隆氏(株式会社雲仙きのこ本舗常務取締役)に、2019年4月1日付で新規委嘱します。

なお、九州沖縄地方の山口成美氏(有限会社シュシュ代表取締役)は、任期満了により、3月31日付で退任されます。

本件は、本日開催の第1326回経営委員会に報告します。

(2) 放送技術審議会委員の委嘱について

(児野専務理事・技師長)

放送技術審議会委員の委嘱について報告します。

内田麻理香氏(サイエンスコミュニケーター・東京大学特任講師)に2019年4月1日付で新規委嘱します。また、同日付で喜連川優氏(国立情報学研究所所長・東京大学生産技術研究所教授)に再委嘱します。

なお、美濃導彦氏(国立研究開発法人理化学研究所理事)は任期満了により、大寺廣幸氏(一般社団法人日本民間放送連盟常勤顧問)は本人からの申し出により、3月31日付で、それぞれ委嘱を解くこととしました。

(3) 契約・収納活動の状況(平成31年2月末)

(営業局)

平成31年2月末の契約・収納活動の状況について報告します。

まず、2月の受信料収納額は552.3億円で、前年度同月を11.9億円上回りました。年間累計収納額は6,402.7億円となり、前年同時期と比較し、188.2億円の増収となりました。

前年度分受信料回収額は1.4億円となり、前年度同月を0.5億円下回りました。年間累計は58.1億円となり、前年同時期に比べ7.5億

円上回りました。前々年度以前分回収額は3.0億円となり、前年度同月を2.3億円下回りました。年間累計は43.1億円となり、前年同時期を3.7億円下回っています。

次に、契約総数の増加状況です。取次数は24.3万件となり、前年度同月を5.8万件下回りました。減少数は25.0万件で、前年度同月と同水準となり、差し引きの増加数は前年度同月を5.8万件下回る0.7万件的減少となりました。年間累計増加数は、前年同時期を2.2万件上回る71.5万件となりました。なお、2月末の受信契約件数は4,172.1万件となっています。

衛星契約数増加は、取次数が15.3万件となり、前年度同月を2.3万件下回りました。減少数は12.4万件で、前年度同月を0.5万件上回り、差し引きの増加数は前年度同月を2.8万件下回る2.9万件になりました。年間累計増加数は、前年同時期を1.4万件下回る67.4万件となりました。2月末の衛星契約件数は2,160.0万件となり、契約数全体に占める衛星契約の割合は、51.8%となっています。

本件は、本日開催の第1326回経営委員会に報告します。

(4) 2019年度内部監査計画について

(内部監査室)

「2019年度内部監査計画」を策定しましたので、報告します。

2019年度の監査は「中期内部監査計画(2018～2020年度)」の2年目にあたり、中期計画の着実な実施を目指すとともに、内部監査室によるリスク評価をふまえ、高リスク分野に重点を置いて実施します。

定期監査については、本部各部局、放送センターの建替業務を所管する部局、2020東京オリンピック・パラリンピック実施本部、地域拠点局、域内放送局、海外総支局で実施します。監査の視点としては、2018年度の内部監査の結果および不正の防止・発見の視点から、リスクの高い項目に重点を置いて効率的に点検します。特に情報セキュリティーや勤務管理など、各部局で共通して繰り返し要改善となる業務プロセスについて改善を働きかけます。働き方改革、地域改革、大規模災害時の放送継続の備え、受信料の公平負担の徹底に向けた取り組みとリスク管理についても点検します。

不定期監査については、経営の喫緊の課題や高リスク項目を選定して、

「テーマ監査」を実施するほか、監査を通じて指摘した事項の改善状況などについて、必要に応じて監査します。

その他、会長からの特命に基づいて実施する特命監査、監査委員会の定めるところに従って実施する監査委員会指示監査が制度的に用意されています。

関連団体調査については、NHKの「グループ経営改革」に貢献することを目的として、関連団体との基本契約に基づき関連団体運営基準第19条に従って実施します。協会が指導したガバナンス・内部統制の整備と運用状況、関連団体で発覚した不正に対する再発防止の徹底を重点的に点検します。また、関連団体への実地監査を伴わない調査を試行します。

監査結果については、報告書を作成し、会長、監査委員会に報告します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成31年 4月 9日

会 長 上 田 良 一